

## 2011年12月定例会・本会議（個人質問）

○副議長（泊 照彦） 休憩を解いて会議を続けます。

次に、22番 櫻井 周議員の発言を許します。——櫻井議員。

○22番（櫻井 周）（登壇） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

本日は、バス停の広告というのと、それから校庭の芝生化、2点質問させていただきます。

まず、1点目のバス停の広告についてでございます。

神戸市の市バスですとか横浜市の市バス、名古屋市の市バスには、バス停に大きな広告がございます。幅が1メートル以上、高さも2メートル程度の大きな広告が出ております。以下、巨大な広告というふうに言わせていただきますけれども、こういったものを設置して広告料収入を得ております。今回は、伊丹の市バスにおいても、こうした広告を設置をしまして、広告料収入の増大を図ってはどうかということが今回のテーマでございます。もちろん伊丹の市バスすべてのバス停において、このような大きな広告を設置できるというふうには思っておりません。思っておりませんが、一部の乗降客数の多いバス停におきましては、十分広告の需要もあろうかというふうに思います。そうしたところで、こうした広告を導入できるかどうかということをお尋ねいたします。

まず、こうした大きな広告をバス停に設けるに当たって一つ懸念材料としては、道路の使用ということでございます。バス停の多くは道路に設置されております。ですから、歩行者などの円滑な交通の妨げになるというおそれもございます。一方で、この大きな広告というのは、他市の例を見ますと、バス停でのバス待ちのお客様を安全に守るという効果もございます。

そこで、道路保全を担当されております都市基盤部長にお尋ねいたします。バス停の巨大な広告について、道路交通安全の観点からの課題に配慮するためには、どのような基準の整備が必要でしょうか。また、大きな広告、巨大な広告というのは、まちの景観を損なう、そういう心配もございます。一方で、全く広告がないという、そうしたまちであってはちょっと寂しいまちになってしまいますし、おしゃれな広告というのは、まちのにぎわいを演出するということでも効果がございます。

そこで、都市デザインを担当されている都市活力部長にお尋ねいたします。バス停の巨大な広告について、都市景観保全の観点からの課題に配慮するためには、どのような基準の整備が必要でございましょうか。

このように広告収入云々というふうに申し上げてるのも、やはり市バスの経営というのは昨年度は黒字でございましたけれども、しかし、厳しい状況にあるということは変わりはないというふうに思います。特に今後、市長もたびたびおっしゃっておられますように、人口減少社会ということでございますから、人口が減れば総じてお客さんは減る傾向にあるはずでございますし、そうすると経営環境も年々厳しくなっていくというふうに予想されます。

そのためにも、乗客運賃収入以外にも収入増を図るということで、あらゆる手段を尽くすべきだろうというふうに思います。広告収入というのも、これも一つ大きな柱かというふうに思います。こういうことは私が申し上げるまでもなく、これまでも交通局におかれましては車内広告やラッピングバスなど、さまざまな努力をされてきたというふうに承知しており

## 2011年12月定例会・本会議（個人質問）

ます。

ただ、ラッピングバスは数はどんどんふえてるようにお見受けいたしますけれども、面積が大きく、インパクトのある広告媒体というのは、広告需要が増大しているのかなというふうにも思いますが、実態としていかがでしょうか。

また、広告でございますけれども、広告の効果というのは、単に広告主が自分の商品なりサービスを宣伝するというだけでなく、場合によっては、そこにサービスを受けるために、商品を買に行かすために出かけていくということで、交通局にとっても利益になると。お客さんがバスに乗って出かけていってくれるということになれば、それこそ市バスにとって広告料収入もふえる、運賃収入もふえるということですから、一石二鳥ということかと思えます。

例えば伊丹市の西部にことしの春にオープンしたショッピングモールがございますけれども、そうしたところが広告を出してくれると。もし広告を出してくれたならば、そしてその広告を見て、こっちのバスに乗って行こうというふうに思ってくれる方がいらっしゃれば、まさにこうした広告料収入と、運賃収入と、両方稼げるということでございます。そうしたことも勘案しまして、自動車運送事業管理者に御質問いたします。横浜の市バスや神戸の市バス、名古屋の市バスなどがバス停に設置してる巨大な広告を伊丹の市バスでも導入してはいかがでございましょうか。

次に、校庭の芝生化について御質問させていただきます。

この校庭の芝生化ということは、前回、9月の定例会におきましても小西議員が代表質問で取り上げておられました。その中で、5つのメリットということを上げていらっしゃいました。すり傷防止、夏場の温度上昇抑制による熱中症対策、冬場の砂ぼこり対策、芝生の水分吸収力による雨天後のグラウンド回復、青々とした芝生の美観、自然教育というふうな5点上げていらっしゃいました。

私、ここで芝生化というふうに言いますけれども、芝生化というのは地面を緑で覆い、クッション性があればよいと、先ほど申し上げた5つのメリットを有する植物であれば、必ずしもいわゆる芝生にこだわらなくてもいいんじゃないかというふうに思っております。広い意味での芝生化ということでお話を聞いていただければと思います。

実は先月、会派の視察ということで東京都の杉並区立和泉小学校の校庭芝生を視察してまいりました。青々とした芝生で、生徒が元気に遊んでおりました。杉並区では、小学校43校のうち12校で芝生化をしているということで、必ずしもほとんどの学校で芝生化をしているわけではないと。和泉小学校のように大成功している小学校もあれば、失敗をしたと、1回失敗して、もう一回芝生を張り直して、また失敗したという小学校もあるやに聞いております。ですから、すべての小学校で芝生化が可能だと、芝生化に適しているというわけではございません。杉並区で聞いた話でございますが、幾つかの条件があると。6つ条件をとりあえず上げさせていただきますけれども、1つは日当たりのよさ、当たり前ですね、植物ですから。しかし、学校によっては校舎の北側にグラウンドがあったりする場合もございませぬ。私の母校の鈴原小学校も、校舎の北側にグラウンドがございませぬから、その点では日当たりが悪いということになります。ただ、和泉小学校の場合は校舎の南側に校庭があつて、

## 2011年12月定例会・本会議（個人質問）

日当たりが非常にいいというのが成功の第1のポイントです。

第2に、生徒1人当たりの校庭面積、生徒の数がふえればふえるほど、やっぱりその分だけ芝生に負担もかかりますから、生徒1人当たりの校庭面積が広ければ広いほど芝生にとっては環境がいいと。少子化の影響を受けて、和泉小学校においても1人当たりの校庭面積は大きいということのようです。

さらに、3点目としまして養生期間の確保ということがございます。夏芝の場合は6月か7月、8月にかけて養生期間をそのうち1カ月程度確保しなきゃいけないと。秋にも養生期間を確保しなきゃいけないということだそうですが、その間、和泉小学校の場合は、隣に併設されている杉並区立和泉中学校、それから日大鶴ヶ丘高校のグラウンドを使わせてもらっているということで、養生期間を確保できていると。それから、グラウンドの使用時間でございますけれども、夕方までと、休日は特に頻繁に使用するという事はないそうです。その点も和泉小学校の有利な点かと思えます。

5点目に、グラウンドの使用形態でございますけれども、少年のスポーツクラブなんかで使用する事は和泉小学校の場合は余りないと。野球、サッカー等については、近くの区立の和田堀公園に行つてするということだそうで、こうした面でも非常に有利であると。

6点目に、芝生の手入れの要員確保と申しますか、芝生の手入れの維持管理の問題でございます。これは地域の方の協力を得て、うまくできているということだそうです。

こうしたことを考え、また伊丹の場合には稲野幼稚園で校庭の芝生化ということも既にやっております。そして、私も、稲野幼稚園の運動会を観戦してまいりました。そのときには、本当に子供たちが元気よく遊んでいるという姿を見て感銘を受けましたし、また運動会が終わった後、園長先生にちょっとお願いして、いろいろお話をお伺いしました。その中で、先ほど申し上げた6点の条件を稲野幼稚園に当てはめると、日当たりのよさという面では、稲野小学校の校舎の北側にあつて厳しい条件だと。2点目に、生徒1人当たりの校庭面積ということは、昨今は少子化の影響もあつて園児の数は減つてきているということで、この点には有利かと思えます。3点目の養生期間の確保ということにおきましては、大体6月の下旬から芝生を植えるときには、プールの授業が始まるということで、校庭を使う頻度というのは、非常にニーズが減っている時期であるので、それで大体可能ということのようです。4点目のグラウンドの使用時間という点におきましても、幼稚園はおおむね昼までということで、芝生への負担は小さくなっていると。5点目のグラウンドの使用形態ということについても、園児の外遊び程度で、しかも園児は小学生、中学生に比べて体重も軽いということですから、芝生への負担も小さいと。6点目の芝生の手入れの要員確保ということでございますが、地域の方々の協力でできているということですし、そもそも幼稚園の園庭というのは、小学校や中学校の校庭に比べて面積も小さいということがございます。

さらに、稲野幼稚園の場合には、鳥取方式で低コスト、初期投資100万円と、それから維持管理費として年間20万円程度ということでやっておるということで、大変いいことだというふうに思っておりますけれども、稲野幼稚園、今年度始まりました園庭の芝生化について、私は十分な成果が上がっているというふうに評価しておりますけれども、当局におかれましては、これをどのように評価されていらっしゃるのでしょうか。

## 2011年12月定例会・本会議（個人質問）

るる申し上げましたけれども、幼稚園は小学校に比べて、芝生化という観点からすると非常に有利な点がたくさんあるかと思えます。いきなり小学校でやって失敗するよりは、まず幼稚園で園庭の芝生化を進めることによって、行く行くはそこで経験を積んだ上で小学校に展開していくという流れがよろしいかというふうに思いますが、今後の芝生化の年次計画をお聞かせいただきたいと思えます。

まずは幼稚園、稲野幼稚園でやっているということと、そうしますと、神津はこども園化するということでございますから、残り15の幼稚園がございまして、これの園庭の芝生化と。それから、稲野小学校区におきましては稲野幼稚園で芝生化が進みましたので、次は稲野小学校というふうにも思うんですけども、これらのスケジュールを教えてくださいませんか。また、具体的に来年度の予算要求の中で、幾つの幼稚園で芝生化を実施する予定でしょうか。

この芝生化という話になったときに、よく話題になるのが、芝生の維持管理が大変だという話でございます。稲野幼稚園の場合には地域ぐるみで芝生を管理しているというふうな話も聞いております。これは市長がよくおっしゃってる市民力を生かしたまちづくり、学校づくりということにつながっていくものだというふうにも思いますし、まさにこの伊丹市においても一生懸命取り組んでおられるところの学校支援地域本部から学校ボランティア、コミュニティスクールというような形での発展を考える上でも、非常に有効なことではなかろうかというふうに思います。

稲野幼稚園の園長先生のお話によりますと、本当に地元の方が一生懸命協力してくれると。園長先生が自分で芝刈りをすると、逆に怒られてしまうと。私たちがやりたくて順番待ちしてたのに、何で先生、勝手にやるんですかというような話すらあるぐらい、地域の方々も熱心に取り組んでいらっしゃるということでございます。このように校庭もしくは園庭の芝生化を契機として、市民力を生かしたまちづくり、学校づくりを推進できるというふうに考えておりますけれども、当局のお考えをお聞かせください。

そのほか、芝生というのは一つ、いわゆるエコということを考えてときに大きなテーマでございますけれども、それ以外にも夏場の熱中症対策、節電対策のため、また自然教育のため、芝生化のみならず壁面緑化であるとか、ビオトープなどのことも進めるべきだというふうに思っております。これは幼稚園、小学校に限らず、中学校、高校においてエコを推進すべきというふうに考えますけれども、今後どのように取り組んでいらっしゃいますでしょうか、教えてくださいませんか。

さらに、今回、稲野幼稚園ということで園庭の芝生化を行いましたけれども、さらに保育園に通う子供、それから今度できる認定こども園の子供も同じ園児でございます。保育園と認定こども園の芝生化も並行して進めるべきというふうに考えます。特に保育園児、こども園児は幼稚園児よりも園庭の滞在時間が長いことから、教育的効果もその分大きいというふうに考えております。もちろん滞在時間が長いということは、その分幼稚園よりも不利な要素も多いというふうには思いません。

そこで、お尋ねいたしますけれども、保育園児、こども園児も同じ幼稚園児と同じ子供として、芝生の上で楽しく遊べるように園庭芝生化を推進すべきと考えますけれども、保育園

## 2011年12月定例会・本会議（個人質問）

と認定こども園の芝生化の計画はどのようになっているのでしょうか。また、特に現在準備を進めておられます神津認定こども園の園庭に芝生は導入されるのでしょうか。また、先ほど申し上げましたように、夏場の熱中症対策、節電、また自然教育のために、幼稚園でもエコを推進すべきというお話を申し上げましたけれども、これは保育園や認定こども園におきましても同様に進めるべきというふうに考えますが、どのように取り組んでいらっしゃいますでしょうか。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

○副議長（泊 照彦） 行澤都市基盤部長。

○番外（都市基盤部長行澤睦雄）（登壇） 私からは、バス停の大きな広告に関する御質問のうち広告設置に係る基準の整備についての御質問にお答え申し上げます。

議員御案内のとおり、バス停における広告物の設置につきましては、名古屋市や横浜市、近隣では神戸市や西宮市において事例が見られまして、近年、バス利用者の利便性などの向上を図る目的で上屋が設置され、またその上屋に広告物を掲示・添加するといった取り組みが広がりつつあるところでございます。

バス停留所上屋の道路占用につきましては、平成5年11月の道路法施行令の改正により取り扱いが明確化されており、上屋を設置する場合には、歩行者等の利用実態から判断し、地域の実態に応じ、公益上設置することが妥当な場合は許可するものとされているところでございます。

また、設置場所の基準につきましては、歩道の場合は、上屋設置後の有効幅員が原則として2メートル以上、自転車・歩行者道にあつては3メートル以上、自転車・歩行者専用道路にあつては4メートル以上確保できる場所となっており、壁面を設ける場合にも、壁面設置後の歩道等の有効幅員が先ほどの基準を満たしている場合とされております。一方、柱や上屋の構造等に関しましても基準が設けられておりますが、上屋への広告物の添加につきましては、平成20年3月25日付の国土交通省道路局路政課長から、バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取り扱いについての通知がされております。

議員御指摘のバス停留所上屋に添加される広告物の設置基準につきましては、原則的にはこの通知に沿って運用を図ってまいりますが、歩道上に新たな占用物が設置されることにより、歩道上から車道あるいは車道上から歩道への視界が遮られ、歩行者等への安全性の低下も懸念されることから、占用許可に当たりましては、こうした点を十分にしんしゃくし、関係機関とも協議した上で対処してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（泊 照彦） 庄田都市活力部長。

○番外（都市活力部長庄田徳男）（登壇） 私から、バス停の大きな広告の御質問のうち、都市景観の保全の観点から、どのような基準の整備が必要なのかということの御質問にお答えいたします。

屋外に掲出される広告物は、都市の景観の一部を形成する大きな要素となります。特に駅前などの商業地域ではお店が多いことから、屋外広告物が景観形成に大きな影響を与えることになり、広告物が乱立した町並みは混沌とし、来街者のまちの印象を悪くします。しかし

## 2011年12月定例会・本会議（個人質問）

ながら、全く屋外広告物もないまちは何となく殺風景で、どこか寂しく活気のないまちに映ってしまいます。このように屋外広告物は、その設置方法などによって相反するように評価されますが、いずれにいたしましても、都市をイメージづける重要な要因となっていることを意識し、町並みに融合した屋外広告物の掲出を誘導する必要があると認識いたしております。

御質問の歩道を活用したバス停留所上屋の設置につきましては、さきの都市基盤部長から御答弁がありました道路法施行令や国土交通省通知のバス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取り扱いについてなど、道路占用許可基準に基づいた占用許可がまずベースとなり、その上屋に掲出する広告物につきましては、兵庫県の屋外広告物条例の許可基準が適用されることは御承知のとおりでございます。

この県条例に基づく屋外広告物の許可権限などにつきましては、兵庫県知事から伊丹市が移譲を受けまして、設置申請に関することや徹底周知など適切な運用に取り組んでいるところでございます。その兵庫県の屋外広告物条例では、バス停留所を利用する広告物の基準としまして停留所標識に掲出する基準が定められております。広告物の表示面積で標識の表示面の3分の1以下の範囲で掲出が可能とされ、表示方法では、車両の進行方向から展望できない面に表示することとされております。また、その他色彩では、彩度の高い色彩は2色以下と定められております。

これらを踏まえまして、議員御指摘のバス停留所の上屋を利用した巨大な広告物の設置に関しましては、兵庫県下では政令指定市や中核市などを除く県の屋外広告物条例が適用される市町におきましては、このような事例は今までにはなく、特殊な事例であるため、どのような許可基準を適用するのが適切なのかどうか検討する必要があると考えております。その検討の内容といたしましては、既存許可基準の準用も含めまして、今後、兵庫県との協議や調整を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（泊 照彦） 福西自動車運送事業管理者。

○番外（自動車運送事業管理者福西次朗）（登壇） 交通局所管にかかわります御質問にお答えを申し上げます。

公営バス事業の厳しい経営環境下にあつて、企業広告に代表される乗車料外収入の確保に関する2点の御質問をいただきました。

まず、ラッピングバスの広告需要の傾向についてお答えを申し上げます。ラッピングバスの推移を申し上げますと、平成10年度に初めて企業広告を3両に導入いたしましたが、それ以降、既存広告からの撤退、新規導入といった曲折を経て、平成22年4月の時点におきましては、企業広告の車両1両と市による空港直行便のPR車両1両の計2両となっております。その後、これまで企業4社と兵庫県による空港直行便PRバスが増車となり、現在、計7両が走行いたしております。

こうした推移から、増車傾向がかいま見られますが、企業にとって依然として厳しい社会経済情勢下にあつては、その傾向に歯どめがかかることは十分予測されるところでございます。また、今後ますます広告需要が多様化し、企業等の販売促進の観点、大きくは経営戦略にもかかわってくるでしょうが、これにこたえ得る広告手法や場所をいかに提供できるかど

## 2011年12月定例会・本会議（個人質問）

うか、需要に即した対応がより強く求められるものと考えております。

今後とも、車体ラッピングを初め車内広告、音声案内、車体等、路線バスの持つさまざまな機能やアイテムを広告媒体として提供するとともに、現在導入準備を進めております市バス停留所ネーミングライツ制度を活用し、乗車料外収入の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、バス停における巨大広告の導入に関しての御質問にお答えを申し上げます。

関係部長からの答弁にありますように、バス停に広告を設置するには、兵庫県屋外広告物条例や道路法に基づく各道路管理者の占用許可などの諸手続を経て許可を得る必要がございます。このことがクリアできるのであれば、導入に向けての検討は必要であるものと考えます。

しかしながら、さきにも紹介がありました国土交通省通知の中で、当該広告料については、バス停留所に設置される上屋や上屋に付随して設けられるバス利用者向けのロケーションシステム、ベンチなど、バス利用者の利便に著しく寄与する工作物、または物件の維持管理等に充当するというふうに限定されておりますことから、バス事業者にとりましては、バス停留所上屋の新設費用や維持管理コストの縮減には一定の効果が期待できるといたしましても、必ずしも新たな財源確保につながるものではないと考えております。いずれにいたしましても、バス停留所上屋の新設、更新の際には、関係機関と連携しながら広告物添加の手法が効果的かどうかについて十分検討をしてみたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○副議長（泊 照彦） 教育委員会事務局二宮管理部長。

○番外（教育委員会事務局管理部長二宮叔枝）（登壇） 私からは、校庭の芝生化に関する御質問のうち、今年度、稲野幼稚園で実施いたしました園庭芝生化モデル事業の評価、他の幼稚園や学校における次年度以降の計画及び来年度の実施予定、市民力を生かしたまちづくり、学校づくりの推進、そして壁面緑化やビオトープなど教育施設のエコの導入についての4点の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、今年度、稲野幼稚園で実施いたしました園庭の芝生化モデル事業についての評価でございますが、これまでも幼稚園や学校において校庭の一部で試みられたことはございますが、日当たりや使用頻度の関係、また芝の品種により手入れの難しさなどがあって、生育が難しいといった状況がございました。

稲野幼稚園でのモデル事業実施に当たりましては、整備コストが安価で管理が比較的易しいと言われている鳥取方式を採用し、リスクを最小限とするため、実は当初は園庭の周辺部での芝生化を計画しておりました。ノウハウに関しましても十分ではございませんでしたが、近隣他市の現地視察による情報、またNPO法人の協力も得ながら、広い面積が確保でき、日当たりのよい園庭中央部で行うことといたしました。また、芝生化を成功させる上で何よりも重要となります維持管理が永続的に行われるように、保護者や地域の皆様の御理解と御協力をいただきながら体制づくりにも取り組みました。

その上で、本年6月末に園児や保護者及び地域の代表の方々など約120名が参加して苗植えを行うことができました。苗の育成期間に2カ月程度の養生期間を要することから、園

## 2011年12月定例会・本会議（個人質問）

庭の使用が制限されることが最大のデメリットとなりますが、園庭利用を遊具などのある周辺部に移して使用することや隣接小学校のプールでの保育を活用するとともに、夏休み期間を最大限利用して養生期間に充てることによりまして、影響をできるだけ少なくするように努めました。

その後は順調に生育し、2学期を迎えて再び園児が登園するころには緑で覆われました。9月議会でも御答弁いたしました。昆虫が飛び交い、自然が回復されたでありますとか、砂じんが抑えられ、目や口に入らない、照り返しがなく、体感的にも涼しさを感じられる、けがが減少した等の報告もいただいております。御承知のとおり、秋の運動会では、緑一面の園庭を元気いっぱいほだして駆け回る園児の笑顔に象徴されますように、当初に期待された効果は十分にあったものと考えております。

今後も、冬季のオーバーシードの状態や夏芝の回復など、さまざまな検証が必要であり、慎重に展開していく必要がありますが、芝の維持管理につきましては、先ほど議員からも御紹介がありましたように、保護者を中心に楽しく御参加いただき、地域ぐるみで子供をはぐくむ環境づくりの体制も整いつつあるものと考えております。また、地域外から見学に来られる方やお電話での問い合わせもあって、モデル事業としては一定の評価がいただけたものと考えております。

2つ目に、次年度以降の計画でございますが、さきにも申し上げましたように、管理の継続性や、さまざまな検証を行いながら、丁寧かつ慎重に推進してまいりたいというふうに考えております。幼稚園や保護者、そして地域の皆様の要望を踏まえつつ、芝の生育環境も十分検討し、可能なところについて1園程度の整備を進めたいと考えておりまして、平成24年度につきましても、幼稚園1園で実施をしたいというふうに考えております。

なお、学校で芝生化を行う場合には、整備規模が非常に大きくなり、管理面でも難易度は飛躍的に増すものと考えられます。また、子供の運動量も大きく影響するものとも考えられます。また、グラウンドの使用種目によっても適否がございまして、学校体育や校庭開放で使用していただいております各スポーツ団体の使用者間の調整も困難が予測されますし、現時点において学校の芝生化を展開することについては非常に難しいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

3点目の市民力を生かしたまちづくり、学校づくりに関してでございますが、園庭を芝生化することによって幼児教育環境の改善を図ることは当然といたしまして、また地球的規模から見れば小さな取り組みではございますが、自然環境保護に貢献することにより、地域環境の改善にもつながると考えます。そのためにも、持続的な維持管理の体制づくりが重要でございまして、地域の皆様にも楽しんで積極的に参加していただくことによりまして、地域全体で幼児を守り育てる新たなコミュニティ創出につながるものというふうには考えております。

4点目に、園庭の芝生化のみならず、壁面緑化やビオトープ造成など、教育施設におけるエコの取り組みについてお答えをいたします。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校におきますエコの推進につきましては、施設面の整備に加えまして、子供たちが環境学習を通して主体的に環境について考え、具体的に行動する

## 2011年12月定例会・本会議（個人質問）

ことを通して、電気やガス、紙の使用など学校で使用するエネルギーを削減し、学校から排出される温室効果ガスが削減されるという環境に配慮した学校園生活を送ることも、エコの推進につながると考えております。特に本年は全国的な節電要請の中で、学校を挙げて子供たちがソフトにハードに、さまざまなユニークな取り組みをしてくれたところがございます。

学校施設における取り組みといたしましては、平成23年度から小学校4校においてはグリーンカーテン事業を実施しております。これは小学校の生活科や理科で育てておりますゴーヤやヘチマ、ヒョウタンなどを含むグリーンカーテンとして栽培することによりまして、自然になれ親しむとともに、生命の不思議さやつながりを体感し、命を大切にすることを養うこと、またグリーンカーテンをつくることによりましてエアコンの設定温度を一、二度高目に設定したり、エアコンをとめて涼しい風を取り込むなど、夏のエコ対策等環境教育の一端を担うことを目的としております。

この事業の成果といたしましては、子供たちの節電に対する意識を高めることができたこと、また理科教材として植物の成長記録をとり、花から実や種へつながる過程の観察及び収穫体験をさせることができたこと、さらに子供たちが日々の水やりなど植物を大切にしているとする活動の場があり、草取りなどにおいて地域の方々の協力も得られ、地域の方々と触れ合うよい機会となったこと、あわせて実のなる野菜であるゴーヤを栽培したことにおいては、それらを材料に学校で調理し、食育の観点からも効果があったことなどが上げられます。

次に、ビオトープによる取り組みですが、現在、小学校17校のうち9校、幼稚園17園のうち3園にビオトープが保護者や地域の方々の協力のもと設置されている状況でございます。このビオトープの成果といたしましては、児童生徒に生命の重みを実感させたり、心の安らぎや潤いを与えることができること、ビオトープづくりを通して、またこの維持管理において保護者、地域の方々がかわることで地域コミュニティーの拠点の一つとなったこと、また子供たちが身近な自然と触れ合う場として活用されていること、また生活科、理科など総合的な学習の時間等の学習の場として活用できることなどが上げられます。

今後の取り組みにつきましては、グリーンカーテン事業は今年度から3年の計画で、小学校全校で実施をしてみたいと考えております。また一方で、幼稚園、中学校においては独自で取り組んでいるところもございます。ビオトープの取り組みにつきましては、さらなる効果的な活用を進めてみたいと考えております。

子供たちが身近に環境を感じ、気づくことができるよう、校庭や園庭の芝生化を含めた緑化の推進や花壇の整備、植物の栽培、省エネ、リサイクル等の実践など、環境に優しい、環境に配慮した取り組みにつきましても既に実施している学校園での実践をもとに、その効果的な活用について検討してみたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（泊 照彦） 阪上こども未来部長。

○番外（こども未来部長阪上聡樹）（登壇） 私からは、校庭と園庭の芝生化に係る御質問のうち、保育園等の芝生化を初め数点の御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、保育園、保育所は幼稚園と異なって、朝から夕方まで一日じゅう園庭を

## 2011年12月定例会・本会議（個人質問）

利用しておりますが、また夏休みなどの長期の休みもなく、一年じゅう絶え間なく園庭を利用いたしております。このような状況のもとでは、保育園等の園庭の芝生化につきましては、必要な一定の養生期間を設けることが難しく、芝生が十分に成長しないという問題もあることなどから、現在のところ芝生化の計画はございません。

しかしながら、議員からも御案内いただいておりますように、芝生化によるメリットも数多くございますし、芝生を植栽する他都市の保育園等もあると聞いておりますことから、これらの芝生化に対する取り組みを参考にしながら、子供の保育環境に支障を来さないのか、あるいは地域の皆さんとの連携や協働による管理体制がとれる環境にあるのか、あるいは管理に係る費用等も含めまして、芝生化の検討について取り組んでまいりたいと考えております。

次に、（仮称）神津認定こども園の園庭に芝生を導入するのかについてでございますが、現在、基本設計案について神津まちづくり協議会を初め神津幼稚園や神津保育所の保護者の皆さんと意見交換を行っております、6日の文教福祉常任委員協議会で御報告を申し上げますとおりの、おおむねまとまりつつあるところでございます。

この中で、園庭についての基本的な考え方でございますけれども、運動する空間と自然に触れて、じっくり遊ぶ空間を分けることが必要ではないかと考えております。この運動する空間としましては、土の部分も大切な要素であると考えておまして、一方、自然と触れて、じっくり遊ぶ空間には、四季折々の実のなる樹木等を適切に植栽していきたいと考えているところでございます。

また、兵庫県の環境の保全と創造に関する条例によりまして、敷地面積の20%の緑化を求められていることから、その中で芝生化も選択肢の一つとして現在検討させていただいているところでございます。いずれにいたしましても、（仮称）神津認定こども園につきましては、保護者や地域ボランティアの活動拠点ともなるPTCAルームの設置を予定していることから、こうした皆様の多様な活動の一つとして、芝生の管理につきましても御協力いただけることを期待しているところでございますので、なお一層まちづくり協議会の皆さんや保護者との検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、保育園等のエコ対策の推進についてでございますが、現在、公立保育所におきまして、環境クリーンセンターの職員による児童に環境に関するお話をさせていただく環境学習の実施を初め、ペットボトルのキャップ集めやごみの分別など、児童とともに取り組んでいるところでございます。また、環境保全課とタイアップいたしまして、ゴーヤによるグリーンカーテンの取り組みも行っており、熱中症対策や節電にも効果を上げているところでございます。

さらには、北保育所におきまして、小さな卵からチョウチョになって羽ばたくまでの過程に触れることで、生物の命の大切さなど新たな発見を知ることができるバタフライガーデンを設置し、児童に自然や環境に興味を持ってもらえるような環境教育を実施しているところでございます。

今後におきましても、引き続きまして各保育所で可能な特色あるエコ対策や環境教育の取り組みを関係部局とともに検討しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく

## 2011年12月定例会・本会議（個人質問）

御理解のほどをお願いいたします。

○副議長（泊 照彦） 櫻井議員。

○22番（櫻井 周）（登壇） 2回目は要望、意見を述べさせていただきます。

まず、バス停の広告についてでございますが、このテーマを私が取り上げたのは、もちろん市バスの運賃収入以外の収入をふやして経営の安定化につなげていただきたい、そうした思いもあることは当然でございますけれども、それに加えて、国、県、市の役割分担ということは何度もこれまで議会の中で申し上げてまいりましたけれども、その中で、もともと県の景観条例というのが、あと屋外広告物条例というのが一つ大きなハードルとなって、なかなか前に進めないというような話もあったものですから、そうした各行政機関の役割分担ということからも、この問題を取り上げて、本当に地方分権をどんどん進めてもらいたいという具体的な例として取り上げたということもございます。

特に神戸や横浜の市バスでできて、どうして伊丹でできないのかというふうなところも疑問に思っていたところでございますけれども、政令市については伊丹よりは地方分権が進んでいると。しかし、中核市でもない一般市であるところの伊丹市においては、なかなかこういう地方分権が進んでいなくて、いろいろ手続がまだまだ大変なところもあるということで、これは地方分権という意味での課題かというふうに思っております。

さらに、今回、御答弁の中にありましたとおり、広告収入の用途を上屋設置などに制限されていると。これは、こうした制限をかけることが本当に国の仕事なんだろうかということも非常に疑問に思います。実際神戸や横浜の市バスにおきましては、非常にたくさん広告が出ております。多分これは憶測で申しわけないんですけども、それなりに広告料収入はあろうかというふうに思います。しかし、国がこのような広告料収入の用途制限をしているがために、神戸の市バスや横浜の市バスには広告料収入として、いわゆる上屋の維持管理以外のところに使ってることはなかろうというふうに思います。

実態としては、バス停の管理というのを民間会社に委託をしてると。もしかすると、民間会社は広告料収入でかなり稼いでいるかもしれない。しかし、本来このような通達がなければ、それを市バスの広告料収入として経営の安定化に使えたかもしれませんけれども、現実にはそうはなっていないと。本当にこれが国のする仕事なのかということをお場で申し上げてどうなるものでもないかもしれませんけれども、私自身、いろいろな各方面に働きかけていきたいと思っておりますし、またこうした問題点について市の当局の方々からも具体例をおっしゃっていただければというふうに思います。

次に、校庭の芝生化についてでございますけれども、このテーマを取り上げた一つの理由というのは、もちろん校庭を芝生化して、子供たちに元気に遊んでもらいたいということがございますけれども、それに加えて、市長が常々おっしゃってる市民力を生かしたまちづくり、学校づくりということで、このフレーズだけではなかなか市民参画というのは難しい。具体的に何をするというのがなければ、なかなか市民参画は進まないんじゃないか、このようにも思います。その一つのあらわれとして校庭の芝生化、市民参加、何をするんですか、じゃあ校庭の芝生と一緒に手伝ってくださいよと、こういう具体的なことがあれば地域の方々も動きやすいのではないかと。こうした思いから、このテーマを取り上げさせていただ

## 2011年12月定例会・本会議（個人質問）

---

きました。

そうした意味で、来年度予算要望では幼稚園1園分ということですので、もう少しやっていただきたいなど。もう少し伊丹市内にもこうした機運を広げていただきたいというふうに思いますけれども、一方、たくさん予算を確保して、それで予算を消化できないからといって各園に押しつけるというようなことがあっても、これは本末転倒だというふうに思います。芝生化をするという場合の幼稚園や小学校の選定に当たっては、本当に地元といいますか、各学校の希望を聞いた上で決めていくと。

例えばレストランなんかでも限定50食というふうな看板が出てると、何かよくわからないけど、食べなきゃいけないみたいなものが出てきますけれども、今回も来年度の予算では1園分という、限定1園分ですから、早い者勝ちですよというふうにあおられると、ある種何か手を挙げなきゃいけないのかなという気分にもなりますから、やれと言われると嫌だというふうに答えてしまいますけれども、1つしかありませんよという、皆飛びついてくるというような人間心理もございますから、そうしたところも勘案しながら進めていただければというふうに思います。

以上で終わらせていただきます。